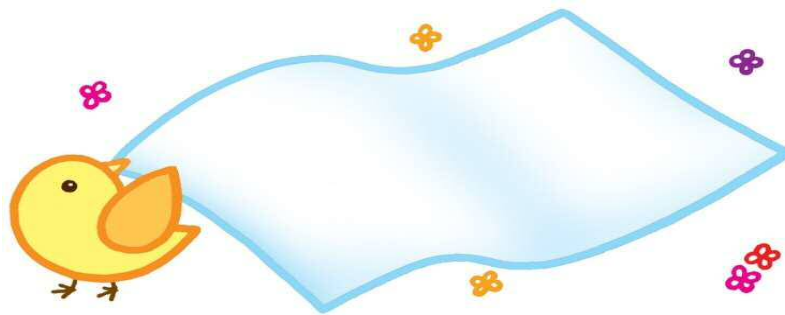


(令和6年12月現在)

ひとり親家庭の皆さんへ



東大阪市 子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号(市役所8階)

近鉄けいはんな線「荒本駅」1番出口

TEL 06-4309-3194(直通)

FAX 06-4309-3225

MAIL kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp

<目次>

1. 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦とは

2. 相談の窓口

◆母子・父子自立支援員	P 3
◆東大阪市母子福祉推進委員	P 4
◆民生委員・児童委員	P 4
◆主任児童委員	P 4

3. 養育費のこと

◆公正証書等作成支援補助金		P 5
◆養育費確保支援補助金		P 6

4. 就労支援

◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	P 7
◆母子・父子自立支援プログラム策定事業	P 8
◆母子・父子家庭自立支援給付金制度＜自立支援教育訓練給付金＞	P 9
＜高等職業訓練促進給付金等＞	P 11
◆資格取得に関する貸付制度	P 13
◆就業支援	P 15
＜就業支援講習会＞	P 16

5. 住宅に関すること

◆住宅支援資金貸付制度	P 18
◆住居確保給付金	P 19
◆市営住宅	P 20
◆府営住宅	P 21

6. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付について

母子・父子・寡婦福祉資金貸付について	P 22
--------------------------	------

7. 教育費のこと

◆日本学生支援機構奨学金・大阪府育英会奨学金	P 27
◆東大阪市入学準備金貸与	P 27
◆給付・減免等について	P 28
<高等教育の修学支援新制度> <高等学校等就学支援金> (国制度)	
<私立高等学校等授業料支援補助金> <奨学のための給付金> (府制度)	
<小・中・義務教育学校の就学援助費制度>	

8. くらしのこと

◆児童扶養手当	P 30
◆遺族基礎年金・遺族厚生(共済)年金	P 30
◆ひとり親家庭医療費助成	P 30
◆JR通勤定期の割引	P 30
◆保育所の入所・減免	P 31
◆子育てサポーター	P 31
◆ファミリー・サポート・センター	P 31
◆ショートステイ・トワイライトステイ	P 31
◆母子生活支援施設	P 32
◆子ども食堂	P 32
◆小学生を対象とした学習支援	P 32
◆就労相談に関する窓口	P 33
◆相談窓口	P 36

1. 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦とは

- 母子家庭の母とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等、又は婚姻によらないで母となった等）女子で、20歳未満の児童を扶養している方

- 父子家庭の父とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等）男子で、20歳未満の児童を扶養している方

- 寡婦とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方

※「配偶者」には内縁関係の夫・妻を含み、「婚姻」には内縁関係を含みます。

2. 相談の窓口

◆母子・父子自立支援員

母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象に、福祉事務所及び子ども家庭課に配置している母子・父子自立支援員が生活全般のお困りごとや子どもの進学等にかかるお金のこと、その他いろいろな身の上相談、仕事のことや自立のための資格取得の相談等に応じています。

※来所の際にはお電話で日時をご予約ください。

（予約がないと他の相談対応中や出張等不在の場合があります。）

相談者の郵便番号	相談先 母子・父子自立支援員	住所	TEL
579から始まる方	東福祉事務所 子育て支援係	東大阪市旭町 1-1	072-988-6619
578から始まる方	中福祉事務所 子育て支援係	東大阪市岩田町 4-3-22-300	072-960-9274
577から始まる方	西福祉事務所 子育て支援係	東大阪市高井田元町 2-8-27	06-6784-7982
東大阪市内すべて	東大阪役所 子ども家庭課	東大阪市荒本北 1-1-1	06-4309-3194

◆東大阪市母子福祉推進委員

母子福祉推進委員は、東大阪市内に居住する母子家庭の母及び寡婦の方を対象に、概ね小学校の通学区域ごとに1名、市長に委嘱された委員が地域の身近な相談者として相談に応じています。母子福祉推進委員は、東大阪市母子寡婦福祉会の会員の中から推薦を受けた方が担ってくださっています。（不在となっている小学校の区域もあります。）

（問合先）>>> 子ども家庭課（本庁8階）TEL06-4309-3194 FAX06-4309-3225
>>> 東大阪市母子寡婦福祉会事務局（東大阪市社会福祉協議会内）
TEL06-6789-7201 FAX06-6789-2924

《ご存知ですか？東大阪市母子寡婦福祉会》

東大阪市母子寡婦福祉会は、会員数1000人を超える母子福祉団体で、さまざまな行事や活動を通して、母子家庭の親子、寡婦の方の生活を応援しています。母子家庭の方が子どもを育て、生きていくことはとても大変ですが、仲間がいると元気になれるものです。心配ごとや悩みごとをひとりで抱えず、同じ悩みをもつ仲間と情報交換や情報共有をして、気持ちを軽くしましょう。会の活動等、お気軽にお問合せください。

<申込・問合先>

東大阪市母子寡婦福祉会事務局（東大阪市社会福祉協議会内）
TEL06-6789-7201 FAX06-6789-2924

<受付時間> 平日 9時～17時まで ※相談含む

◆民生委員・児童委員

各地域におられる、担当の民生委員・児童委員が生活上のことや子どものこと等の相談に応じています。校区の民生委員・児童委員にご相談ください。

（問合先）>>> 地域支援課（本庁7階） TEL06-4309-3252 FAX06-4309-3818
（担当民生委員・児童委員が不明な場合の問合先）>>>
生活支援課（本庁8階） TEL06-4309-3182 FAX06-4309-3848

◆主任児童委員

地域における児童福祉に関することを専門的に相談に応じています。

（問合先）>>> 地域支援課（本庁7階）TEL06-4309-3252 FAX06-4309-3818

3. 養育費のこと

養育費について取り決めをしておくことは、お子さんの生活や将来のために大切なことです。また、取り決めをする際は、公正証書や調停調書など公的な書類にしておくことで、万一不払いの際に差押え等ができるようになります。

市では、継続的な養育費の受け取りを目指し、ひとり親家庭の方への支援を行っています。まずは、お気軽にご相談ください。

◆公正証書等作成支援補助金

公証役場や家庭裁判所で公正証書（強制執行認諾約款付公正証書に限ります）や調停調書等を作成した際に、本人が負担した費用の一部または全部を市が補助します。

（対象者：東大阪市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父で次の全ての要件を満たす方）

- ・児童扶養手当の支給を受けていること、又は同様の所得水準にあること。
- ・養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の者に限ります）を扶養していること。
- ・養育費の取り決めに係る債務名義（※1）を有していること。
- ・過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等作成にかかる補助金を交付されていないこと。

※1 公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、確定判決等のこと。

（補助の対象）

公証手数料、家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代で、本人が負担した費用（上限3万円）

（申請期限）

公正証書等を作成した日の属する年度の3月31日まで

（問合先）>>>

相談者の郵便番号	相談先 母子・父子自立支援員	住所	TEL
579から始まる方	東福祉事務所 子育て支援係	東大阪市旭町 1-1	072-988-6619
578から始まる方	中福祉事務所 子育て支援係	東大阪市岩田町 4-3-22-300	072-960-9274
577から始まる方	西福祉事務所 子育て支援係	東大阪市高井田元町 2-8-27	06-6784-7982
東大阪市内すべて	東大阪市役所 子ども家庭課	東大阪市荒本北 1-1-1	06-4309-3194

◆養育費確保支援補助金

離婚をする際に、養育費の取り決めをしたにもかかわらず、養育費が支払われなくなった場合や、支払われない恐れがある場合、養育費の立て替えや督促を保証会社が行う「**養育費保証契約**」があります。

市では、1回に限り、この保証契約の初回保証料を補助します。

※この契約には、公正証書や調停調書等での養育費の取り決めが必要です。

※市が養育費の立替えを行うものではありません。

（対象者：東大阪市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父で次の全ての要件を満たす方）

- ・児童扶養手当の支給を受けていること、又は同様の所得水準にあること。
- ・養育費の取り決めの対象となる児童(20才未満の者に限ります)を扶養していること。
- ・養育費の取り決めに係る債務名義(※1)を有していること。
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。
- ・過去に同様の補助金を交付されていないこと。

※1 公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、確定判決等のこと。

（補助の対象）

保証会社と養育費保証契約を締結する際に、初回保証料として本人が負担する費用

（上限は月額養育費相当額で最高5万円まで）

（申請期限）

養育費保証契約を締結した日の属する年度の3月31日まで

《手続きの流れ》

- ①ご自身で契約したい民間の保証会社を探し、養育費保証を契約する
- ②ご自身が民間の保証会社に契約の保証料を支払う
- ③支払いした領収書・公正証書（調停証書）等・保証契約書等を揃えて市に申請する
- ④市から申請者に補助金を支払いする（上限5万円）

（問合先）>>>

相談者の郵便番号	相談先 母子・父子自立支援員	住所	TEL
579から 始まる方	東福祉事務所 子育て支援係	東大阪市旭町 1-1	072-988-6619
578から 始まる方	中福祉事務所 子育て支援係	東大阪市岩田町 4-3-22-300	072-960-9274
577から 始まる方	西福祉事務所 子育て支援係	東大阪市高井田元町 2-8-27	06-6784-7982
東大阪市内 すべて	東大阪役所 子ども家庭課	東大阪市荒本北 1-1-1	06-4309-3194

4. 就 労 支 援

◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、より良い条件での就業や転職へ繋げるために高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」とします。）の合格をめざし、民間事業者などが実施する合格のための試験対策講座等を受講した場合に、受講費用の軽減を図り、ひとり親家庭の学び直しをその学び直しを支援することを目的に給付金を支給します。ただし、講座の受講開始までに事前相談・申請が必要です。

対象者：講座の指定申請時・支給申請時に以下の要件を満たす方

- ・東大阪市内に居住し、20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親もしくはその児童（20歳未満）
- ・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている。
（※生活保護受給者はプログラム策定の対象外です。）
- ・高等学校卒業者、大学入学試験検定合格者など、大学入学資格を有していない。
- ・就学経験や技能、労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが仕事につくために必要と認められる。
- ・過去に本給付金を受給していない。

（支給額） ※ 4,000円を超えない場合は支給されません。

<通信制>

- ① 受講開始時給付金
受講費用の40%（上限 100,000円）
- ② 受講修了時給付金
受講費用の50% － ①の給付額（上限 125,000円）
- ③ 合格時給付金
受講費用の10%（①・②・③を合わせた給付額の上限は 150,000円）

<通学 又は 通学及び通信制併用>

- ① 受講開始時給付金
受講費用の40%（上限 200,000円）
- ② 受講修了時給付金
受講費用の50% － ①の給付額（上限 250,000円）
- ③ 合格時給付金
受講費用の10%（①・②・③を合わせた給付額の上限は 300,000円）

（問合先）>>> 子ども家庭課（本庁8階）TEL06-4309-3194 FAX06-4309-3225
福祉事務所子育て支援係（P3参照）

◆母子・父子自立支援プログラム策定事業

東大阪市内に居住するひとり親家庭の方に対して自立を促進するために、母子・父子自立支援員が面談を行い、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標を設定し、母子家庭等就業支援・自立支援センターやハローワーク等の関係機関と連携しながら、個々のニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組み合わせたプログラムを策定して自立・求職活動をサポートします。

現在の生活や子育て・求職活動の状況・今後に望むことをお聞きします。



自立・就労を困難にしている要因を整理し、克服するための支援策を一緒に考えます。



自立目標をたて、支援内容を検討し、設定します。

※生活保護を受けている方は対象としておりません。

■プログラム策定については市の母子・父子自立支援員にて策定となります。

(問合先) >>> 各福祉事務所 子育て支援係

相談者の郵便番号	相談先 母子・父子自立支援員	住所	TEL
579から始まる方	東福祉事務所 子育て支援係	東大阪市旭町 1-1	072-988-6619
578から始まる方	中福祉事務所 子育て支援係	東大阪市岩田町 4-3-22-300	072-960-9274
577から始まる方	西福祉事務所 子育て支援係	東大阪市高井田元町 2-8-27	06-6784-7982

◆ 母子・父子家庭自立支援給付金制度

ひとり親家庭の方を対象に、自立の促進を図るため、資格取得の取組を支援します。

自立支援教育訓練給付金

ひとり親の方が教育訓練給付金の指定講座を受講した場合、市が受講料の一部を支給し、就業につながるスキルの修得に向けた取り組みを支援する制度です。

対象者：指定申請時・支給申請時に以下の要件を満たす方

- ・ 東大阪市に居住するひとり親家庭の親で、20歳未満の児童を養育している。
- ・ 母子・父子自立支援プログラムの策定もしくはアセスメントシートの作成等を受けている。
- ・ 就業経験、技能、資格の取得状況等から判断して本教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると認められる。
- ・ 過去に本制度を利用していない。

（対象講座）

雇用保険制度における

- ① 一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ② 特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ③ 専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座

教育訓練講座検索システム



※②③については、専門資格の取得を目的とする講座に限ります。

※教育訓練給付金の指定対象講座は、国の **教育訓練講座検索システム** をご参照ください。

ハローワークでも閲覧できます。（<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>）

※毎年4月1日と10月1日に指定講座は更新されます。

（支給額）

- 1 一般教育訓練給付金の講座もしくは特定一般教育訓練給付金の講座

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る）の額の60%相当額（上限 20 万円）

- 2 専門実践教育訓練給付金の講座

① 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る）の額の60%相当額【上限は 修学年数（最長 4 年）×40 万円】

② 修了後 1 年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の 25%相当額を追加支給

※受講費用の 85%相当額のうち、①ですでに支給した額を差し引きます。

【①+②の上限は 修学年数（最長 4 年）×60 万円】

【給付に関する注意事項】

- 12,000円を超えない場合は給付されません。
- 受講修了後に給付されます。
- 雇用保険制度（ハローワーク）から教育訓練給付金の支給を受けることのできる方は、その額を差し引いた額となります。
- 入学金・授業料の減免や割引制度を受ける場合は、減免後等の実際に支払った額が対象です。

【注意】受講を始める前に市へ事前申請が必要です。

特に通信制の講座の場合は教材が届いた時点で受講開始済みとみなされ、受付できなくなりますので、必ず受講開始前に給付金の指定申請をしてください。
通学制の場合は初回の通学前に申請が必要です。

事前相談のヒアリングにより事業に適さないと判断された場合は対象とならない可能性もありますのでご了承ください

※雇用保険制度による教育訓練給付金の受給資格を有している方で、受講講座が【専門実践教育訓練】の場合は、ハローワークへも事前申請が必要です。

（問合先）>>>

相談者の郵便番号	相談先 母子・父子自立支援員	住所	TEL
579から 始まる方	東福祉事務所 子育て支援係	東大阪市旭町 1-1	072-988-6619
578から 始まる方	中福祉事務所 子育て支援係	東大阪市岩田町 4-3-22-300	072-960-9274
577から 始まる方	西福祉事務所 子育て支援係	東大阪市高井田元町 2-8-27	06-6784-7982
東大阪市内 すべて	東大阪市役所 子ども家庭課	東大阪市荒本北 1-1-1	06-4309-3194

高等職業訓練促進給付金

高等職業訓練促進給付金とは、ひとり親の方が就業に結びつきやすい資格、経済的自立に効果的な資格を取得するため、6ヶ月以上専門学校などで修業する場合に、養成機関で修業中の生活費の負担の軽減を図るために給付金を支給する制度です。

修業開始以降、申請月からの支給計算となります。

※資格取得後に当該職種への就労が見込まれる専門的な資格が対象です。

例：看護師・准看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、製菓衛生士、管理栄養士、助産師、保健師、美容師、調理師 等
その他市長が地域の実情に応じて指定する資格

（対象者：東大阪市に居住するひとり親家庭の親で、次の全ての要件を満たす方）

- ・20歳未満の児童を養育している方
- ・児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の方
（ただし、所得水準を超過した場合であっても、1年に限り対象者となります）
- ・養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
※原則として修業形態は通学制によるものです。
- ・過去にこの給付金を受給していない方
- ・ハローワークにて教育訓練支援給付金を受けていない方（生活支援を目的とする給付のため）
- ・大学等修学支援法による給付型奨学金の支給を受けていない方

※修業期間中に児童が20歳になった場合、20歳になる月までが支給対象です。

※毎月初めに通学先の学校より出席状況証明・在籍証明書に証明を受けていただき、その提出によって出席状況等を確認後、給付金を支給します。

※生活保護受給者の方は収入認定となる場合がありますので、ケースワーカーへお伝えください。

（支給期間）

入学から卒業までの修業期間（上限48ヶ月） ※申請月分から支給開始

准看護師の養成機関を修了する方が、引き続き正看護師の養成機関で修業する場合に限っては、正看護師の学校へ入学してから通算48ヶ月を越えない範囲で支給します。

（支給額）（4月～7月は前年度、8月～翌3月は当年度の課税状況により判定。）

住民税 非課税世帯	月額100,000円
〃 課税世帯	月額 70,500円

※修業の最終12ヶ月は、上記の金額から40,000円増額となります。

※本人・同居親族の全員が非課税の場合に非課税世帯の扱いとなります。

《高等職業訓練 修了支援給付金》

高等職業訓練促進給付金を受けている方が、養成機関での修業を修了（卒業）した際に1回限り支給します。

※修業開始時及び修業修了時に対象者としての要件を満たしていない場合は受給対象となりません。

（支給時期） 修業修了後に1回限り。
修業修了から30日以内に市へ支給申請が必要です。

（支給額）	住民税	非課税世帯	50,000円
	//	課税世帯	25,000円

※一部の講座において、高等職業訓練促進給付金と自立支援教育訓練給付金を併給することができます。
ただし、自立支援教育訓練給付金を受ける場合、高等職業訓練促進資金貸付金は受けられなくなります。

高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金の（問合先）>>>

相談者の郵便番号	相談先 母子・父子自立支援員	住所	TEL
579から 始まる方	東福祉事務所 子育て支援係	東大阪市旭町 1-1	072-988-6619
578から 始まる方	中福祉事務所 子育て支援係	東大阪市岩田町 4-3-22-300	072-960-9274
577から 始まる方	西福祉事務所 子育て支援係	東大阪市高井田元町 2-8-27	06-6784-7982
東大阪市内 すべて	東大阪市役所 子ども家庭課	東大阪市荒本北 1-1-1	06-4309-3194

◆ 資格取得に関連する貸付制度

＜ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度＞

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関で修業する際に、大阪府母子寡婦福祉連合会が入学準備金・就職準備金の貸付をおこなっています。

資格取得後、1年以内に取得した資格をいかして就職し、大阪府域内で5年以上その資格が必要な業務に従事した場合は、貸付の返還が免除となります。

制度の詳細は大阪府母子寡婦福祉連合会へ確認してください。

※ハローワークの専門実践教育訓練給付金、市の自立支援教育訓練給付金、保育士修学資金貸付事業を利用していない等諸条件あり。

※連帯保証人（住民税課税者で、別世帯で65歳未満）がいる場合・・・無利子
連帯保証人がいない場合・・・有利子

（貸付額）入学準備金・・・500,000 円 （1 回限り）
就職準備金・・・200,000 円 （1 回限り）資格を取得し1年以内に就職した場合

（返還免除）養成機関卒業から1年以内に取得の資格を活かして就職し、大阪府内において、5年間その職に従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。

（問合先）>>> （社会福祉法人）大阪府母子寡婦福祉連合会 TEL06-6748-0263
大阪市東成区中道1丁目3番59号 （月～土 10：00～16：00）

＜母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 技能習得資金＞

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方が自立のために知識技能を習得する際に必要な費用に充当する資金の貸付をします。（詳細はP22参照）

＜大阪府社会福祉協議会 保育士修学資金＞

大阪府内の保育士の養成施設に在学中の方で、卒業後、保育士として大阪府内の保育所等の施設で、児童の保護等の業務に従事しようとする意思を有している方に修学資金の貸与を行っています。

府内に在住していること、連帯保証人や在学する養成施設の推薦状が必要なこと等条件があります。養成施設に入学後、養成施設を通じて申請できます。養成施設卒業後、児童の保護等の業務に5年間引き続き従事した場合、修学資金の返還は免除となります。

（申請窓口）>>> 在学及び進学する養成施設

（問合先）>>> 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター
大阪市中央区中寺 1-1-54
TEL06-6776-2943

＜大阪府社会福祉協議会 介護福祉士修学資金＞

大阪府内の貸付対象校となっている介護福祉士養成施設に在学中の方で、卒業後、介護福祉士として府内の社会福祉施設等で介護又は相談援助の業務に引き続き5年以上従事しようとする意思を有している方に修学資金の貸与を行っています。

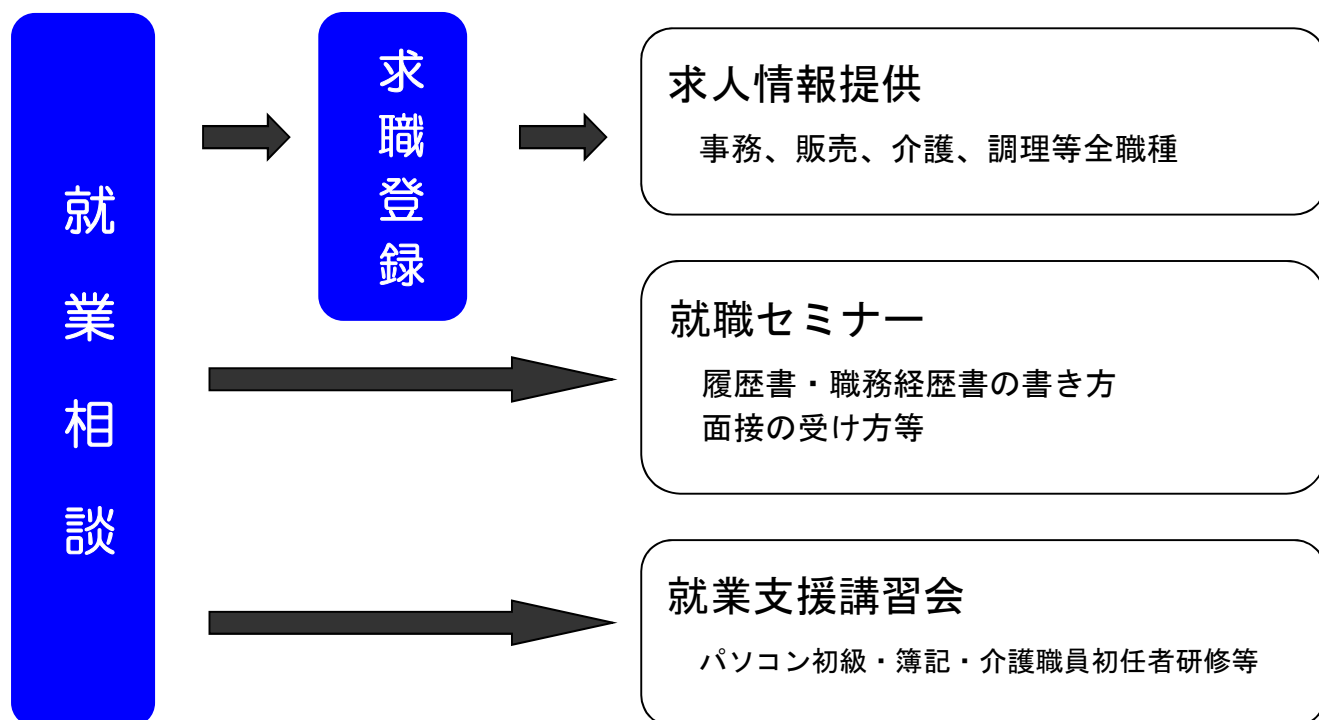
府内に在住していること、連帯保証人や在学する養成施設の推薦状が必要なこと等条件があります。養成施設に入学後、養成施設を通じて申請できます。養成施設卒業後、介護等の業務に5年間引き続き従事した場合、修学資金の返還は免除となります。

（申請窓口）>>> 在学及び進学する養成施設

（問合先）>>> 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター
大阪市中央区中寺 1-1-54
TEL06-6776-2943

◆就業支援

大阪府立母子・父子福祉センター内にある母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭の方の自立のため、就労相談・情報の提供等一貫した就労支援サービス《ハローワークの利用方法、就労に役立つ訓練校・講座・セミナー等の情報提供、応募書類（履歴書・職務経歴書）の作成・面接の受け方等》を個別に提供し、就労につながるまでのお手伝いをします。



相談日（要予約） 専門相談員による面接相談・電話相談

（問合先）大阪府立母子・父子福祉センター
母子家庭等就業・自立支援センター

大阪市東成区中道 1-3-59

※ 月曜日～土曜日 10時～16時（保育あり）
TEL06-6748-0263 FAX06-6748-0264

※ 東大阪市役所において、出張就業相談を原則毎月第4木曜日に行っています。出張相談を希望の方は上記へお申し込みください。
出張相談には保育はありません。

《就業支援講習会》

ひとり親家庭の方の自立促進と生活の安定を図るために、就職に役立つ知識・技能の習得を目的とした講座及び面接セミナー等を開催しています。

各講座の概要について、下記の表をご確認ください。詳しい日程等については大阪府母子寡婦福祉連合会ホームページの「講座案内」をご参照ください。

令和6年度 大阪府ひとり親家庭等就業支援講習会						
講座名	日程	定員	時間	会場	受講料	締切
【介護職員研修】 実務者 金曜コース	全9回 6/7～7/5、 8/9、8/23 又は 30 開講式 5/25 閉講式 9/21	12名	9時～18時 (講義により変動あり)	未来ケアカレッジ難波校 大阪府立母子・父子福祉センター	教材費 15,000円	4/25(木)
【介護職員研修】 実務者 土曜コース	全9回 6/8～7/6、8/17、 8/24 又は 31 開講式 5/25 閉講式 9/21	12名	9時～18時 (講義により変動あり)	未来ケアカレッジ難波校 大阪府立母子・父子福祉センター	教材費 15,000円	4/25(木)
【試験対策】 登録販売者	全7回 5/18～6/29 土曜日	20名	10時～16時	大阪府立母子・父子福祉センター	教材費 6,000円 別途試験料	4/18(木)
【介護職員研修】 初任者 土曜コース	全17回 7/6 ～ 10/19 (8/10を除く) 開講式 6/29 閉講式 11/30	20名	10時～17時 (講義により変動あり)	未来ケアカレッジ布施校 大阪府立母子・父子福祉センター	教材費 10,000円	5/29(水)
【試験対策】 ケアマネジャー 試験対策講座	全6回 7/27～8/31 土曜日	20名	10時～16時	大阪府立母子・父子福祉センター	教材費 6,000円 別途試験料	6/27(木)
【試験対策】 パソコン初級 (木・土・日曜コース) ワードの基礎とエクセル3級	全8回 (1) 10/3～11/21 木曜日 (2) 10/5～11/30 (11/23を除く) 土曜日 (3) 10/6～11/24 日曜日	全コース 20名	10時～16時	高槻市立総合市民交流センター	教材費 8,000円 別途検定料	(1) 9/3(火) (2) 9/5(木) (3) 9/6(金)
【試験対策】 介護福祉士 ※第37回 介護福祉士 国家試験申込者	全6回 9/28 ～ 11/9 (11/2を除く) 土曜日	24名	10時～16時	大阪府立母子・父子福祉センター	教材費 5,000円 別途試験申込	8/28(水)

講座名	日程	定員	時間	会場	受講料	締切
【試験対策】 日商簿記3級	全11回 10/27 ～ 1/26 (11/10 、 12/29、1/12 を 除く) 日曜日	25名	10 時～16 時	高槻市立総合市民交流 センター	教材費 5,000 円 別途試験料	9/27(金)

《就業支援講習会申込み方法》

ホームページの講座案内(メールフォーム)、または往復はがきでお申し込みください。

① 【ホームページ (メールフォーム)】

<https://osakafu-boshiren.jp/course/shyugyou/>



② 【往復はがき】

(往信)	537-0025	記入不要
	☐ 往信 母子家庭等就業・自立支援 センター御中 大阪府立母子・父子福祉センター 大阪市東成区中道一―三―五九 抽選結果を記入し 返信します	

【対 象】 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の方

【申込方法】 往復はがきに①希望講座名②住所③氏名

④年齢⑤職業⑥電話番号(自宅・携帯)

⑦受講動機⑧Wi-Fi環境の有無

⑨保育希望の方は子の氏名・年齢を明記

【注意事項】①申込は、開講2ヶ月前から受付。

1講座につき1通

②応募多数の場合は締切後抽選

③各講座で就職セミナー受講が必須

④日程は変更になる場合あり

⑤全講座保育あり(2才～小学校入学前)

(返信)	537-0025	記入不要
	☐ 返信 申込者住所 氏名 様 ※必ず「様」を記入し てください 大阪府立母子・父子福祉センター 大阪市東成区中道一―三―五九 抽選結果を記入し 返信します	

【申込・問合先】〒537-0025

大阪市東成区中道 1-3-59

大阪府立母子・父子福祉センター

母子家庭等就業・自立支援センター

TEL06-6748-0263 FAX06-6748-0264

5. 住宅に関すること

◆住宅支援資金貸付制度

母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方に対し、家賃の支払いを支援する**貸付**です。

●対象者

- 1 東大阪市に住民登録をしている母子家庭の母または父子家庭の父
- 2 児童扶養手当を受給している
- 3 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている
- 4 経済的援助を必要としている人
- 5 貸付を受けた日から 1 年以内に「就職」又は
「プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職」をする意思がある人
- 6 5に定める就職又は転職後、1 年間引き続き就業を継続する意思がある人

●貸付額

入居している住宅の家賃の実費(月額上限 4 万円、最長 12 か月まで)

●貸付利子

無利子 ※返還時に延滞が生じた場合、延滞利息が発生します

●返還免除の要件

貸付を受けた日から 1 年以内に就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1 年間引き続き就業を継続したときは、返還が免除されます。

■制度の詳細につきましては下記までお問い合わせください。

(問合先) 社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
大阪府立母子・父子福祉センター
大阪市東成区中道 1 丁目 3 番 5 9 号
TEL 06-6748-0263

■申請に必要なプログラム策定については市の母子・父子自立支援員にて策定となります。
くわしくは P 8 をご覧ください。

◆住居確保給付金

離職、廃業又は個人的な理由によらない休業や減収により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居を喪失するおそれのある方に対し、求職活動をするなどを要件に原則、3か月間(一定の条件のもと最長9か月間)家賃相当額を支給する制度です。

家賃相当額を直接家主に支給し、住居の確保及び就労による自立への支援を行います。

支給額 (単身世帯)38,000 円以内
(2人世帯)46,000 円以内
(3～5人世帯)49,000 円以内

※持家のローン返済や管理費は対象外です。

※生活保護を受給していない方が対象です。

※個別の事情に応じて他機関と連携する場合があります。

手続きは住居確保給付金相談窓口にて行っています。他にも給付要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000002896.html>



(問合先) >>> 住居確保給付金相談窓口

東大阪市長堂 1-8-37 ヴェル・ノール布施4階

TEL06-6748-0102 FAX06-6748-0103

<利用時間> 月曜日～金曜日 9時～17時30分

(土曜・日曜・休日及び年末年始休み)

●東大阪市住宅確保要配慮者・大家さん向け住まいのガイドブック

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者の方々と大家さんに向けた「東大阪市住宅確保要配慮者・大家さん向け住まいのガイドブック」を作成しています。

東大阪市 建築部 住宅政策室 企画推進課

TEL: 06(4309)3232 FAX: 06(4309)3834



●あんぜん・あんしん賃貸住宅（セーフティネット住宅）

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅で、一定の基準を満たした住宅です。

大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム

<https://sumai.osaka-anshin.com/>



セーフティネット住宅

<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php>



◆市営住宅

●期限付き若年者世帯向け募集

下記市営住宅への入居者募集時には、「期限付き若年者世帯向け」の募集枠があります。

「ともに 35 歳以下の夫婦」、「ともに 35 歳以下の夫婦と子」又は

「非婚を含む 35 歳以下のひとり親と子」で構成される世帯が対象です。

当該住宅は、入居承認から 10 年後に住宅を返還する必要があります。

◎申し込み時期等、詳細は下記までお問合せください。

(問合先) >>> 東大阪市営住宅管理センター

東大阪市長堂 1 丁目 8 番 37 号 ヴェル・ノール布施 5 階

TEL 06-6788-8001 FAX 06-6788-8005

<https://www.kintetsu-community.co.jp/relocation/higashiosaka/>



市営住宅	所在地	問合先
稲田鷺島	楠根 1 丁目	東大阪市営住宅管理センター TEL 06-6788-8001
高井田	高井田本通 6 丁目	東大阪市営住宅管理センター TEL 06-6788-8001
上小阪東	新上小阪	東大阪市営住宅管理センター TEL 06-6788-8001
若宮	東山町	東大阪市営住宅管理センター TEL 06-6788-8001
島町	森河内西 2 丁目	東大阪市営住宅管理センター TEL 06-6788-8001

下記市営住宅への空家募集は年 2 回（9 月、2 月）で、募集時期、団地名、戸数等については
市政だより及びホームページでお知らせいたします。

◎申込資格等、詳細は下記までお問合せください。

(問合先) >>> 東大阪市営北蛇草・荒本住宅管理センター

東大阪市長堂 1 丁目 5 番 6 号 布施駅前セントラルビル 6 階

TEL 06-6782-2000 FAX 06-6782-2006

<https://www.kintetsu-community.co.jp/relocation/higashiosaka-ka/>



市営住宅	所在地	問合先
北蛇草住宅	東大阪市長瀬町 1 丁目～3 丁目	東大阪市営北蛇草・荒本住宅管理センター TEL 06-6782-2000
荒本住宅	東大阪市荒本 1 丁目～2 丁目、 菱屋東 3 丁目	東大阪市営北蛇草・荒本住宅管理センター TEL 06-6782-2000

◆府営住宅

●福祉世帯向け募集

府営住宅の入居募集は、福祉世帯向け募集のなかにひとり親世帯向けの募集があります。
年6回偶数月に募集があります。申込資格や詳細については下記までお問い合わせください。

府営住宅のある地域	問合先
東大阪市 (大東朋来住宅を除く)	布施管理センター (近鉄住宅管理(株)) TEL 06-6789-0321
枚方市・大東市・四條畷市・交野市 (村野住宅、大東朋来住宅およびペア大東朋来住宅を除く)	枚方管理センター (近鉄住宅管理(株)) TEL072-861-1091
大東朋来住宅およびペア大東朋来住宅 大東市 (一部東大阪市加納)	大東朋来管理センター (日本管財(株)) TEL072-800-6141
村野住宅 枚方市	村野管理センター (日本管財(株)) TEL072-807-6755
守口市・寝屋川市・門真市	寝屋川管理センター (日本管財(株)) TEL072-812-2860
大阪市・八尾市・松原市・柏原市・羽曳野市・ 藤井寺市・富田林市・河内長野市・大阪狭山市 (東三国2丁目住宅を除く)	藤井寺管理センター (日本管財(株)) TEL072-930-1093
豊中市・池田市・吹田市・箕面市 (東三国2丁 目住宅を含む)	千里管理センター (株東急コミュニティー) TEL06-6155-2782
高槻市・茨木市・摂津市・島本町	高槻管理センター (株東急コミュニティー) TEL072-685-1092
堺市堺区・中区・東区・西区・北区・美原区・ 泉大津市・和泉市・高石市・忠岡町	堺東管理センター (株東急コミュニティー) TEL072-221-1083
堺市南区 (泉北ニュータウン)	泉北管理センター (株東急コミュニティー) TEL072-290-6073
岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・ 熊取町・田尻町・岬町	泉佐野管理センター (株東急コミュニティー) TEL072-458-2852

申込用紙配布場所：東大阪市役所、各福祉事務所、大阪府庁、上記管理事務所、府税事務所

東大阪市内の府営住宅 (大東朋来住宅を除く)

(近鉄住宅管理(株)) のウェブサイト

(<https://www.kintetsu-community.co.jp/relocation/osakafu/>)



● (大阪府住宅供給公社)

大阪府住宅供給公社の賃貸住宅『SMALIO (スマリオ)』

<http://www.osaka-kousha.or.jp/index.html>



6. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付について

貸付金の対象は、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等です。
詳しくは、お問い合わせください。

◆申請について・・・必ず、事前にご確認ください。

1. この貸付制度は、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子どもの福祉を増進するためのものであり、真に必要とされる場合にお貸しする資金ですので、必ずご本人自身でご相談、申請等を行ってください。
2. この貸付金は、既に借りている借金の返済等のために充てることはできません。
3. 貸付申請書を福祉事務所が受理する前に貸付の目的となる事業計画等に着手した場合や、学校の入学金等を既に納入した場合等は、貸付の対象となりませんのでご注意ください。（貸付要件を事前にご確認ください。）
4. 貸付申請（申込）から貸付金の決定・振込みまで一定の日数（1～2ヶ月）を要します。弾力的な資金計画を立て、早めに福祉事務所にご相談ください。
月額貸付は、申請月よりの適用となります。
5. 貸付にあたっては、貸付審査会に諮られる等、貸付の可否について審査されます。
6. 資金には、有利子・無利子のものがあります。（一覧を参照ください）
7. 申請の際には、貸付申請書のほか、提出書類（住民票や在学証明書等）が必要です。申請にかかる必要書類の発行等の経費は、申請者のご負担となります。
8. 就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金については、就学・就職する子ども本人が連帯借受人となります。ただし、母や父が借受人になれない場合は、就学・就職する子ども自身が貸付を受け、親等が法定代理人となり、連帯保証人が必要になります。詳しくは福祉事務所でご相談ください。
9. 貸付・償還（返済）中に、ご住所・お名前等に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

◆連帯保証人について（法的に借受人と同じ立場で支払義務があります。）

原則として、連帯保証人が必要です。（原則、60歳以下で収入がある等の条件があります。）
詳しくは福祉事務所にお問い合わせください。

◆償還（返済）について

1. 償還（返済）が始まる前に「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還開始通知書」をお送りいたします。
2. 貸付申請時に届出いただいている預貯金口座から、口座振替で償還金を返済していただきます。
3. 完済された方には、「完済通知書」をお送りいたします。

- ※ 償還金の入金確認には、納入いただいた日から1週間～10日程度要します。
- ※ 納入の確認ができない場合等、連帯保証人の方に連絡を入れる場合もあります。
- ※ 償還金を滞納された場合は、督促状を送付します。なお、やむを得ない理由がある場合を除き、違約金（年3％）を徴収します。

この資金については、貸付を受けられた方々からの償還金を主な財源として運用しており、予定どおり入金されませんと、資金に不足が生じ、必要とされる方に貸付できなくなりますので、趣旨をご理解いただき、適正な償還（返済）をお願いいたします。

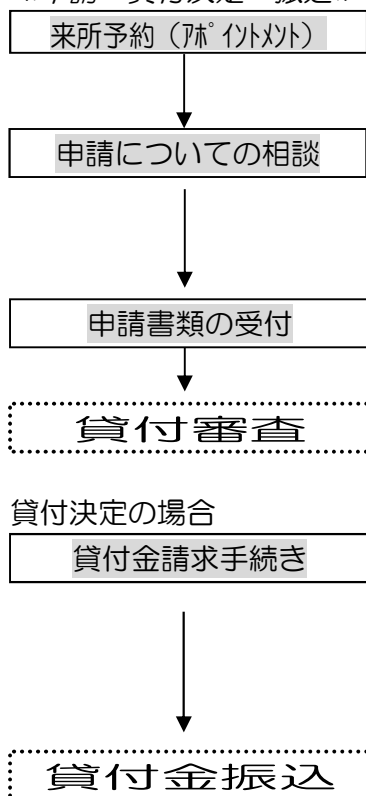
※ 母子・父子・寡婦福祉資金は、給付ではありません。

（問合先）>>>

相談者の郵便番号	相談先 母子・父子自立支援員	住所	TEL
579から 始まる方	東福祉事務所 子育て支援係	東大阪市旭町 1-1	072-988- 6619
578から 始まる方	中福祉事務所 子育て支援係	東大阪市岩田町 4-3-22-300	072-960- 9274
577から 始まる方	西福祉事務所 子育て支援係	東大阪市高井田元町 2-8-27	06-6784- 7982

< 東大阪市母子・父子・寡婦福祉資金の申請・貸付・償還（返済）の流れ >

《申請・貸付決定・振込》



各福祉事務所へご相談に行かれる前に、必ず、訪問日時を予約してください。

各福祉事務所

貸付要件に該当するかどうか、連帯保証人のこと、償還（返済）のこと等を十分にお話してください。貸付申請書、作成書類等について、お聞きます。

各福祉事務所

必要書類を提出してください。

子ども家庭課

提出された書類をもとに、貸付について審査を行います。

各福祉事務所

借用書・印鑑登録証明書（申請者・連帯保証人各 1 通）を提出してください。通知書受領後、30 日以内に手続きしてください。

* 印鑑登録証明書は発行後 3 ヶ月以内のもので、原本が必要です。

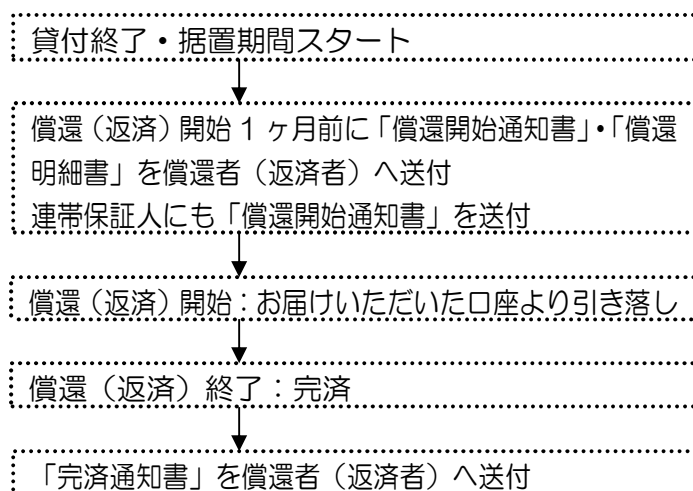
子ども家庭課

借用書受理後、口座振替依頼書に記入された金融機関にできる限り速やかに振り込みます。

* 申請書類の受付から貸付金振込まで、1 ヶ月～2 ヶ月程度要します。

* 継続貸付の場合、年度毎に、要件を満たしておられるかどうか（在学状況とひとり親家庭であること等）の確認を行います。

《償還（返済）》



子ども家庭課

※口座振替は、毎月月末（土日祝日の場合は、翌営業日）に行います。口座に十分な資金があるかどうか確認してください。引き落としできなかった場合、翌月に納付書をお送りしますので、期限までに納入してください。

★ 氏名・住所等の変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

令和6年度 母子・父子・寡婦福祉資金一覧

★利子欄の「※無利子」とは条件付き（連帯保証人を立てる）で無利子になる資金で、有利子となる場合があるもの。

資金名 資金使途	貸付限度額（月額・円） 限度額の範囲内で、学校案内等に記載されている授業料等を申請した月からの月数で割った額。								償還 期間	据置 期間	利子
修学資金 児童又は寡婦 が扶養してい る子が、高 校・大学等の 修学において 必要となる授 業料・教科書 代・通学費等 に充てる資金 ※ 高校授業 料実質無償化 のため、授業 料及び授業 料相当分は、 原則、貸付対 象外	学年別 学校等種別			1年	2年	3年	4年	5年	20年 以内 ただし、 専修学校 に就学す る児童に あって、 一般課程 を履修す る者は 5年以内	卒業後 6ヶ月	無利子
	高等学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000					
			自宅外通学	34,500	34,500	34,500					
	専修学校 (高等課程)	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000					
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500					
	高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500			
			自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500			
		私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500			
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000			
	専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500						
			自宅外通学	78,000 96,500	78,000 96,500						
	短期大学 上段:専修学校 下段:短期大学	私立	自宅通学	89,000 93,500	89,000 93,500						
			自宅外通学	126,500 131,000	126,500 131,000						
	大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000				
			自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500				
		私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500				
			自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000				
大学院	修士課程		132,000	132,000							
	博士課程		183,000	183,000	183,000						
専修学校(一般課程)			54,000	54,000							

○有利子の利率については、平成28年4月1日以降の貸付から年1%、平成28年3月31日までの貸付は年1.5%

○専修学校(専門課程)は、日本学生支援機構学資貸与対象校のみ貸付対象。また、専修学校(高等課程)は、大阪府育英会対象校のみ貸付対象

○日本学生支援機構奨学金貸与対象者については、必要と認められる場合は、日本学生支援機構貸与月額との差額の範囲内で貸付

○大阪府育英会奨学金貸与対象者については、必要と認められる場合は、大阪府育英会貸与年額との差額の範囲内で貸付

○授業料の減免制度や助成制度、他の貸付制度等を活用されている場合は、必ず申し出てください

資金名	資金使途	貸付限度額(円) ※貸付限度額の範囲内で、必要と認められる金額		償還期間	据置期間	利子
就学支度 資金	児童又は寡婦が扶養している子が、 高校・大学等への入学に際し必要と なる被服の購入や入学金等に充てる 資金(授業料については「修学資金」 又は「修業資金」となります。)	区分	入学金等	20年 以内	卒業後 6ヶ月	無利子
		小学校	64,300			
		中学校	81,000			
		高等学校 高等専門学校 専修学校(高等 課程)	国公立の場合: 150,000(160,000) 私立の場合: 410,000(420,000)			
		大学、短期大学 専修学校(専門 課程) 大学院	国公立の場合: 410,000(420,000) 私立の場合: 580,000(590,000)	5年以内		
		修業(中卒)	150,000(160,000)			
		修業(高卒)	272,000(282,000)			
		専修学校(一般 課程)	150,000(160,000)			
()内は、自宅外通学の場合						
修業資金	児童又は寡婦が扶養している子が、 就労するのに必要な知識技能を修得 するに際し授業料等に充てる資金	月額(5年を限度) (自動車運転免許取得(ただし、高校3年等在学時に就職内定 等を受けた児童 460,000))	68,000	20年 以内	習得期間 満了後1年	無利子
技能習得 資金	母親又は父親本人が、就労するのに 必要な知識技能を習得するに際し、 授業料等に充てる資金	月額(5年を限度)	68,000	20年 以内	習得期間 満了後1年	※無利子
		(直接就労に必要な場合の自動車運転免許取得	460,000)			
生活資金	【知識技能を習得している期間】 技能習得期間中の生活に必要な資金	月額(5年を限度)	141,000	20年 以内	習得期間 満了後6ヶ月	※無利子
	【医療又は介護を受けている期間】 医療介護を受けている期間において 生活費を補給する資金	月額(1年を限度)	108,000	5年以内	医療介護期間 満了後6ヶ月	※無利子
	【失業貸付期間】 失業期間中の一時的な生活困窮時の 生活費を補給する資金	月額(1年を限度)	108,000	5年以内	6ヶ月	※無利子
	【生活安定貸付期間】 配偶者のない女子又は配偶者のな い男子となって 7 年未満の世帯の生 活費を補給する資金	月額(2年を限度) (養育費取得のための裁判費用は12ヶ月相当の一括 貸付が可能)	108,000	8年以内	貸付期間 満了後6ヶ月	※無利子
就職支度 資金	母親又は父親本人及び扶養している 子が就職の際に必要な資金	105,000 (通勤不便地における通勤用自動車購入の場合 340,000)	6年以内	1年	※無利子 無利子	
医療介護 資金	母親又は父親本人及び児童が医療を 受けるのに必要な費用に充てる資金	(限度:1年) 340,000 (特に経済的に困難な事情にあると認められる場合 480,000)	5年以内	医療期間 満了後6ヶ月	※無利子	
	母親又は父親本人が、介護保険法に規定 する保険給付に係るサービスを受けるの に必要なとなる費用に充てる資金	(限度:1年) 500,000	5年以内	介護期間 満了後6ヶ月	※無利子	
事業開始資金・ 事業継続資金	新規貸付を行っていません。 事業のリスクが高くひとり親家庭等の自立を阻害するケースが多いため、原則新規貸付を行っていません。					
結婚資金	児童又は寡婦が扶養している子の婚姻に際し、挙 式披露・家具購入等の費用に充てる資金	320,000	5年以内	6ヶ月	※無利子	
住宅資金	現に居住・所有する住宅を補修・保全 等するのに必要な費用に充てる資金	1,500,000 (災害等特別な場合 2,000,000)	6年以内 (7年以内)	6ヶ月	※無利子	
転宅資金	住居の移転に際し必要な敷金・保全 等するのに必要な費用に充てる資金	260,000	3年以内	6ヶ月	※無利子	

7. 教育費のこと

高等学校・大学・短期大学等を対象とした制度

◆日本学生支援機構奨学金貸付

高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校等に在学する学生生徒を対象とし、能力がありながら経済的理由により修学が困難な者に奨学金貸付を行っています。

(問合先) >>> 在籍する学校の奨学金窓口

◆大阪府育英会奨学金・大阪府育英会入学資金貸付

向学心に富みながら、経済的理由により修学が困難な高等学校等に在学する生徒に対し、学資を貸付しています。また、高等学校等へ入学する際に、必要な経費の支弁が困難な方に資金の貸付を行っています。

(問合先) >>> (財)大阪府育英会 TEL06-6357-6272

**日本学生支援機構や大阪府育英会では予約申請制度がありますので、申請期間内に
在学されている学校を通じて必ず手続きをしてください。**

◆東大阪市入学準備金貸与

経済的な理由で高校・大学等への就学が困難な方に対して、選考のうえ、無利子で入学準備金を貸与する制度があります。将来、自身で返還していく義務があります。

(申請時期が決まっております。詳しくはお問合せください。)

(問合先) >>> 東大阪市教育委員会 学事課 (本庁 17 階)
TEL06-4309-3272 FAX06-4309-3838

◆給付・減免について

＜高等教育の修学支援新制度＞（国制度）

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校での学びの支援が令和2年4月から開始されました。

（制度の概要）

- ・授業料・入学金の免除または減額（授業料等減免）
- ・給付型奨学金の支給

（対象者）

- ・世帯収入や資産の要件を満たしていること
- ・学ぶ意欲がある学生であること

詳しくは、下記の文部科学省ホームページをご覧ください。

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



＜高等学校等就学支援金＞（国制度）

高等学校等における経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等に寄与します。

（制度の概要）

国公立問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国において「高等学校等就学支援金」を支給します。※所得制限あり

（支給先）

「高等学校等就学支援金」は、学校設置者（学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることとなります。生徒本人（保護者）が直接受けとるものではありません。

詳しくは、下記の文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm



＜私立高等学校等授業料支援補助金＞（府制度）

大阪府では国制度の高等学校等就学支援金と併せて大阪府の制度の私立高等学校等授業料支援補助金を交付することにより、保護者等が負担する授業料を無償となるよう支援しています。

申請手続きは入学後に学校を通じて行います。入学前の手続きは不要です。

補助の要件は、下記の大阪府ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>



（問合先）≫ 在籍する高校等の事務室

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL06-6910-8001

大阪府 教育庁 私学課 高等学校等授業料支援担当

TEL 06-6941-0351（代表）

＜奨学のための給付金＞（府制度）

大阪府では、大阪府内に在住する**低所得世帯の保護者**に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、給付金を支給します。

申請手続きや給付の要件は、下記の大阪府ホームページをご覧ください。

「**国公立高等学校等**奨学のための給付金について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>



「**私立高等学校等**奨学のための給付金について」

http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuuhu.html



（問合先）≫（国公立・私立共通）大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL06-6910-8001 FAX06-6910-8005

（**国公立高等学校等**）大阪府 教育庁 施設総務課 奨学のための給付金担当

TEL 06-6941-0351（代表）

（**私立高等学校等**）大阪府 教育庁 私学課 奨学のための給付金担当

TEL 06-6941-0351（代表）

小学校・中学校を対象とした制度

＜小・中・義務教育学校の就学援助＞

東大阪市では、本市にお住まいで、市立小・中・義務教育学校にお子さまを就学させることが経済的に困難な保護者の方に、学校に必要な費用の一部を援助しています。

・学用品費等 ・給食費 ・修学旅行費 ・特定の疾病の治療費（むし歯・中耳炎など）

所得の認定基準額や申請時期の詳細については下記までお問い合わせください。

（問合先）≫ 東大阪市 教育委員会事務局 学事課 （本庁17階）

TEL 06-4309-3272

8. くらしのこと

◆児童扶養手当

ひとり親家庭等の父か母、又は養育者が、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）を監護するときに支給されます。

なお、受給者や同居の親族には所得制限があります。

また、離婚、死別、未婚での出生以外では配偶者が裁判所からのDV保護命令を受けたとき、配偶者が政令で定める程度の障害の状態にあるときなども対象となる場合がありますので、お問い合わせください。
（問合先）>>> 国民年金課（本庁3階）

TEL 06-4309-3165 FAX 06-4309-3805

◆遺族基礎年金・遺族厚生(共済)年金

国民年金に加入し一定期間以上保険料を納付している方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に遺族基礎年金が支給されます。

また、死亡した方が厚生(共済)年金の被保険者であった場合には、その方によって生計を維持されていた遺族に、遺族厚生(共済)年金が支給されることがあります。

※子・・・18歳になった後の最初の3月31日まで（一定の障害状態にある場合には20歳未満まで）

（問合先）>>> 東大阪年金事務所（東大阪市永和1-15-14）
TEL 06-6722-6001 FAX 06-6725-0838

死亡した方に厚生(共済)年金の被保険者の期間がなかった場合
国民年金課（本庁3階）
TEL 06-4309-3165 FAX 06-4309-3805

◆ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子と、その子を監護している父、母又はその子を養育している養育者）の方が、医療機関等で受診されたときに支払う保険診療の自己負担額の一部を助成するものです。

ただし、1つの医療機関等につき、1日最大500円（月2日まで）を自己負担していただきます。

なお、所得制限があります。

（問合先）>>> 医療助成課（本庁3階） TEL 06-4309-3166 FAX 06-4309-3805

◆JR通勤定期の割引

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方がJR通勤定期乗車券を購入する場合、国民年金課から発行される**特定者資格証明書(写真付)**と**特定者用定期乗車券購入証明書**を添えて申し込むと3割引で購入できます。

（JR以外の鉄道は対象になりません）

（問合先）>>> 国民年金課（本庁3階）
TEL 06-4309-3165 FAX 06-4309-3805

◆保育所の入所・減免

ひとり親の方に対しては、保育料の減免があります。

(問合先) >>> 福祉事務所子育て支援係 (P3参照)

施設利用相談課 (入所関係) (本庁7階) TEL06-4309-3202

施設給付課 (減免関係) (本庁7階) TEL06-4309-3195

◆子育てサポーター

保護者からの子育て相談を受け、それぞれのニーズに合った子育て支援サービスの情報提供を相談員が行います。

(問合先) >>> 施設給付課 (本庁7階) TEL06-4309-3302

各福祉事務所 子育て支援係 (P3参照) (火・金曜日)

◆ファミリー・サポート・センター

子育ての援助をしたい方(援助会員)と子育ての援助を受けたい方(依頼会員)からなる子育て支援のための相互援助ネットワークです。

[援助会員・依頼会員の登録方法・料金等の詳細についてはこちら](#)

(問合先) >>> 社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会

東大阪市ファミリー・サポート・センター

東大阪市高井田元町1丁目2番13号 TEL 06-6785-2625

◆ショートステイ・トワイライトステイ (子育て短期支援事業)

ショートステイ 保護者が出産、疾病、看護、事故および災害等などの理由により子どもを一時的に家庭において養育できない場合に、概ね7日以内の範囲で子どもを預かり養育します。

トワイライトステイ 保護者が仕事のため帰宅が夜間になる場合や、休日に不在となる場合などに、概ね6か月を限度として子どもを預かり養育します。

施設の空き状況・利用料など詳細は下記までお問い合わせください。

(問合先) >>> 子ども見守り相談センター 子ども相談課 (本庁7階) TEL06-4309-3197

◆母子生活支援施設

配偶者のいない女性、またはそれに準ずる事情のある女性と養育している子どもの保護のため、自立の促進とその生活の支援を受けながら入所する施設です。
母子生活支援施設では、自立に向けて生活全般の相談に応じ、就労や養育の支援を行っています。
集団生活となるため、門限等一定のルールがあります。

(問合先) >>> 各福祉事務所 子育て支援係 (P3参照)

◆子ども食堂

東大阪市では、「東大阪市食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業」として、地域の子どもたちが食を通じた団らんの中で子ども同士や地域の大人と関わることで安心感や連帯感が得られ、社会性・自主性などを身につけることができるような子どもの居場所づくりに取り組む団体に対し、安全・安心にかかる費用等、運営費の一部を補助しています。

東大阪市内の補助交付団体（子ども食堂）については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000022998.html>



(問合先) >>> 子ども家庭課 (本庁8階) TEL06-4309-3194 FAX06-4309-3225

◆小学生を対象とした学習支援

東大阪市では「東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業」として、地域の社会福祉施設に協力をいただき、施設内において子どもたちの学習習慣の定着や学習意欲の向上を目指して、小学生を対象とした学習のサポートを行っています。

当事業は(株)トライグループに委託しており、利用希望の際は(株)トライグループ行政事業部(06-6120-9188)までお問い合わせください。
定員に達している施設については、利用できない場合があります。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000023887.html>



(問合先) >>> 子ども家庭課 (本庁8階) TEL06-4309-3194 FAX06-4309-3225

◆就労に関する相談窓口

☆ ハローワーク布施

ハローワークでは再就職の促進を図るため、きめ細やかな職業相談、職業紹介等を行っています。
また、再就職に向けて必要な知識・技能の習得やレベルアップを図るための職業訓練に関する情報提供を行っています。

※ 土曜日は、求人検索/パソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務のみの取扱いとなりますので、ご注意ください。

(問合先)》》 ハローワーク布施 TEL 06-6782-4221

東大阪市長堂1丁目8番37号 ヴェルノール布施 4階

(部門コード) 41# → 職業相談・職業紹介

42# → 職業訓練に関する相談・申請等

43# → 障害のある方の職業相談

44# → 新規学卒者の職業相談

45# → 子育てをしながら就職を希望する方への職業相談・職業紹介

<受付時間> 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

土曜日 10時～18時 ※土曜日は第2・第4土曜のみ開庁

(日曜・休祝日及び年末年始休み。土曜日は臨時閉庁日あり。)

<ホームページ> <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/list/fuse.html>



☆ マザーズコーナー (ハローワーク布施内)

子育てをしながら就職を希望する方等を対象に、担当・予約制によるきめ細やかな職業相談、就職までのプランニング、再就職に役立つセミナーの案内、履歴書等の書き方の指導や模擬面接を実施しています。
チャイルドスペースを設置。

(問合先)》》 ハローワーク布施 マザーズコーナー TEL 06-6782-4221 (45#)

東大阪市長堂1丁目8番37号 ヴェルノール布施 4階

<受付時間> 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

(土曜・日曜・休祝日及び年末年始休み)

☆ 大阪マザーズハローワーク

子育てをしながら就職を希望する方等、仕事と家庭の両立を希望する方に対する求人情報の提供及び職業相談・職業紹介を行っています。子ども見守りスタッフを配置。チャイルドスペース、授乳室を設置。

(問合先)》》 大阪マザーズハローワーク TEL 06-7653-1098

大阪府大阪府中央区難波2丁目2-3 御堂筋グランドビル4F

<受付時間> 月曜日～金曜日 10時～18時30分

(土曜・日曜・休祝日及び年末年始休み)

☆ 大阪福祉人材支援センター

大阪福祉人材支援センターでは福祉の仕事や資格、就職の仕方等について、相談・助言を行うほか、無料職業紹介、福祉の仕事についての啓発事業、資格取得や復職する際の貸付制度等を行っています。ホームページでも各種の情報発信をしており、全国の福祉人材センター取り扱いの求人を見ることができます。

また、保育士有資格者で現在、保育施設等で勤務していない、いわゆる「潜在保育士」に対する就職・復職支援を行う「大阪府保育士・保育所支援センター」も設置しています。

(問合先) >>> (福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター
大阪市中央区中寺 1-1-54 3 階 TEL 06-6762-9020

《福祉の求人が見られるホームページ》

福祉のお仕事ホームページ：<http://www.fukushi-work.jp/>



《大阪福祉人材支援センターのセミナー等の案内が見られるホームページ》

大阪福祉人材支援センターホームページ：<http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/>



☆ 就活ファクトリー東大阪

就職を希望するすべての方に対して、相談やキャリアカウンセリング、各種セミナー等を実施しています。託児付きセミナーなども定期的開催しています。(就職先の紹介や斡旋はしていません。)

(問合先) >>> 就活ファクトリー東大阪 TEL 06-4306-5360
東大阪市長堂1丁目8番37号 ヴェルノール布施 4 階
＜利用時間＞ 月曜日～金曜日 9時～17時30分
(土曜・日曜・祝日及び年末年始休み)

☆ 就労支援センター

就労や就職活動にお困りの方を支援するため、市内3か所に相談窓口を設置しています。
就労支援センターでは、専門的就労支援コーディネーターが現状をお伺いし、「働く」ためには
どうしたらよいのかを一緒に考え、お一人お一人に寄り添った就労のサポートをしています。
(相談は無料・秘密厳守です)

●サポート内容

就職についてのアドバイス・自分に合った仕事探し・応募書類の書き方
面接の練習、求人情報や職業訓練に関すること・支援機関や制度のご案内

※仕事の紹介・あっせんはしていません。

※相談は事前予約制です。各就労支援センターにお問い合わせください。

※祝日及び年末年始は休みです。

(問合先) >>> 永和就労支援センター TEL 06-6727-1920
東大阪市永和1丁目15番2号
<利用時間> 火曜日 9時～12時・12時45分～16時

>>> 意岐部就労支援センター TEL 06-6784-5811
東大阪市荒本2丁目6番1号
<利用時間> 木曜日 9時～12時・12時45分～16時

>>> 就活ファクトリー東大阪 TEL 06-4306-5475 (就労支援センター相談窓口)
東大阪市長堂1丁目8番37号 ヴェルノール布施 4階
<利用時間> 月～金曜日 9時～17時30分

◆仕事探しや生活にお困りの方へ

仕事探しがうまくいかず、生活に困っている、収入はあるが、借金等で生活費が足りない等の
生活のことでお困りの方は、一人で悩まずに相談窓口にご相談ください。

☆ 生活さいけん相談室

生活に困っている方より相談を受け、生活再建に向けた支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、
債務整理等の支援をすすめていく窓口です。

(問合先) >>> 生活支援課(本庁8階) TEL06-4309-3182 FAX06-4309-3848

◆相談窓口

原則祝休日、年末年始は行いません。

相談名	日時・場所	相談担当	内容	電話・ファックス
養育費 (弁護士による相談)	本庁1階相談室 ・毎月第4木曜日 時間 13:00~15:50 人数 5人 ※無料 要電話予約	弁護士	離婚、養育費、ひとり親に関する法律相談	子ども家庭課 TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3225
DV 専門相談	DV 相談専用ダイヤル 月~金曜日 9:00~17:30 (祝休日・年末年始を除く)	DV 専門 相談員	DV に関する専門相談	TEL 06-4309-3191
家庭と児童の 相談	子ども見守り相談センター 子ども相談課 月~金曜日 9:00~17:30 ※祝休日・年末年始を除く。	子ども見 守り相談 センター 相談員	子どもの発達 しつけや体罰等、 子どもに関する相談	子ども見守り相談センター 子ども相談課 TEL 06-4309-3197
家庭と児童の 相談	24 時間子育て相談ダイヤル 24 時間・365日	専門 相談員	子どもの発達 しつけや体罰等、 子どもに関する相談	TEL 0800-300-7920
ヤングケアラ ーに関する 相談窓口	子ども見守り相談センター 子ども相談課 月~金曜日 9:00~17:30 ※祝日・年末年始を除く。	子ども見 守り相談 センター 相談員	ヤングケアラー（本来 大人が担うような家族 のケアなどを日常的に 行っている子ども） についての相談	子ども見守り相談センター 子ども相談課 TEL 06-4309-3197
教 育	教育センター来所相談（電話予約制） 月~金曜日、第2・3土曜日 (初回は月~金曜日のみ) ※祝日・年末年始を除く。	相談員	3 歳半から 18 歳程度 までの子どもについて の教育・発達に関する 相談	TEL 06-6727-0113
生活保護	東・中・西福祉事務所	ケース ワーカー	生活にお困りの方に 次のような保護を行い 自力で生活できるように 手助けします。 ○生活扶助、 住宅扶助、教育扶助、 介護扶助、医療扶助等	東福祉事務所 保護課 TEL 072-988-6616 中福祉事務所 保護課 TEL 072-960-9271 072-960-9272 西福祉事務所 保護課 TEL 06-6784-7696

相談名	日時・場所	相談担当	内容	電話・ファックス
男女共同参画センター・イコラーム 休館日：月曜日及び年末年始 (祝日・振替休日の場合は開館し、翌平日に休館)				TEL 072-960-9201 FAX 072-960-9207
・女性相談員 による電話相談	■電話相談 火曜日から日曜日 10:00~16:00 (休館日は除く)	相談員	悩みや困りごとについての相談	電話相談専用電話 TEL 072-960-9206
・男性相談員 による電話相談	■電話相談 第1土曜日 13:00~17:00 第3水曜日 19:00~21:00	相談員	悩みや困りごとについての相談	電話相談専用電話 TEL 072-966-5002
・面接相談	■面接相談(予約制) 予約電話受付時間 火曜日から日曜日 10:00~16:00(休館日は除く) (夜間も対応可。ただし休館日は除く)		DV・子育て・ひきこもり・不登校など日々の生活の中での様々な悩みの相談	面接相談 予約専用電話 TEL 072-960-9205
・弁護士相談	■弁護士相談(予約制) 予約電話受付時間 火曜日から日曜日 10:00~16:00 (弁護士と日程調整のうえ、相談日を決定)	弁護士	生活の中で起こるさまざまなトラブルや法律上の問題についての相談	弁護士相談 予約専用電話 TEL 072-960-9205
・外国語での 相談	がいこくご そうだん よやくせい ※外国語での相談(予約制) にほんご はな かた よやく (日本語が話せない方の予約) よやくでんわうけつけじかん かようび 予約電話受付時間 火曜日から 金曜日(市役所が開いている日) 10:00~16:00 にほんご はな よやく (日本語が話せる方の予約) よやくでんわうけつけじかん かようび にちようび 予約電話受付時間 火曜日から日曜日 10:00~16:00(休館日は除く)	そくだんいん 相談員	がいこくご なや 外国語で悩みや こま そうだん 困りごとの相談	にほんご はな ◎日本語が話せない方 TEL 06-4309-3311 ひがしおおさかしやくしょない (東大阪市役所内 たぶんかきょうせいじょうほう 多文化共生情報プラザ) にほんご はな かた ◎日本語が話せる方 TEL 072-960-9205

司法書士による相談	本庁1階相談室 第3木曜日 10:00~11:40 <1週間前から予約が可能。(申込先着10人)>	司法書士	相続、遺言、成年後見業務、不動産・会社等の登記手続等	市政情報相談課 TEL 06-4309-3104 FAX 06-4309-3801
行政書士による相談	本庁1階相談室 第1火曜日 13:00~15:00 <当日先着順>	行政書士	遺言・相続・内容証明・各種契約書の作成、建築業等の許認可申請、会社設立、外国人の帰化等	市政情報相談課 TEL 06-4309-3104 FAX 06-4309-3801
社会保険労務士による相談	本庁1階相談室 第2木曜日 13:00~15:30 <当日先着10人>	社会保険労務士	年金・健康保険・労災保険・雇用保険の手続き・労働トラブル等	市政情報相談課 TEL 06-4309-3104 FAX 06-4309-3801